

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理指針

### 1 歴史的風致形成建造物の管理指針

#### (1) 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方

指定及び登録がなされている建造物については、それぞれ該当する法律及び条令に基づき適切に維持管理を行うものとし、指定外の建造物については、建造物の歴史的・文化的価値や意匠・形態等を踏まえた維持管理を行うものとする。

建造物の維持管理については、基本的には所有者及び管理者によるものとし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る盛岡市長への届出及び勧告等を活用しつつ、適正に行うものとする。

なお、維持管理を行う上で修理が必要となった場合については、建造物の歴史的価値を損なわないよう、文化庁や岩手県教育委員会、盛岡市景観審議会、盛岡市文化財保護審議会など有識者の指導・助言を得ながら、歴史資料としての真実性を検証しつつ、これまでの修復等の履歴や各種資料の調査研究成果に基づき実施するものとする。また、歴史的風致の維持向上を促進するため、所有者及び管理者の協力の下、積極的に歴史的風致形成建造物の公開・活用に取り組むものとする。

#### (2) 個別の事項

##### 【地方指定文化財】

岩手県及び盛岡市指定の文化財については、それぞれの条例に基づく現状変更の許可制度により保護するものとする。

これらの建造物の修復・復原については、外観とともに内部も対象とするものとし、各種調査成果とともに有識者等の指導・助言を得ながら実施するものとする。

また、防災上の観点から文化財の保護に必要な措置を講じようとする場合は、建造物の持つ歴史的・文化的価値を損なわないよう計画するものとする。

なお、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

##### 【登録有形文化財】

登録有形文化財については、文化財保護法の規定により維持管理を行うものとし、修復及び復原等については、主に建造物の外観を対象として、各種調査成果とともに有識者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

なお、建造物内部についても歴史的・文化的価値が高いものと認められる場合については、所有者及び管理者との協議と合意形成を踏まえ、適切に維持管理を行うものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### 【景観重要建造物】

景観重要建造物については、景観法に基づく維持管理を行うものとし、修復及び復原等については、主に建造物の外観を対象として、各種調査成果とともに盛岡市景観審議会など、有者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

なお、建造物内部についても歴史的・文化的価値が高いものと認められる場合については、所有者及び管理者との協議と合意形成を踏まえ、適切に維持管理を行うものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### 【保存建造物及び保護庭園】

保存建造物及び保護庭園については、盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例に基づき適切に維持管理を行うものとする。

なお、修復及び復原については、主に建造物の外観を対象として、各種調査成果とともに有識者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

また、建造物内部についても歴史的・文化的価値が高いものと認められる場合については、所有者及び管理者との協議と合意形成を踏まえ、適切に維持管理を行うものとし、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### 【その他の歴史的建造物】

歴史的風致形成建造物のうち、登録及び指定がなされていない建造物については、計画期間満了後も建造物の価値を保存し、歴史的風致の維持向上に資する必要があることから、所有者及び管理者と協議を行った上で対象物件の調査を実施し、文化財としての指定又は登録を目指すものとする。

なお、これらの建造物の修復及び復原に当たっては、主に建造物の外観を対象として、各種調査成果とともに有識者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

また、建造物内部についても歴史的・文化的価値が高いものと認められる場合については、所有者及び管理者との協議と合意形成を踏まえ、適切に維持管理を行うものとし、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

### (3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ・登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更を計画した場合
- ・県指定有形文化財について、岩手県文化財保護条例第16条第1項の規定による現状変更を計画した場合、又は同条例第17条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ・盛岡市指定文化財について、盛岡市文化財保護条例第15条の規定に基づく現状変更を計画した場合、又は第16条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ・景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更を計画した場合
- ・盛岡市自然環境及び歴史環境保全条例第11条及び同条例施行規則第8条に規定する行為を計画した場合